

◎参考(控除の一部)

区分		所得税					市県民税						
生命保険料控除	旧契約分 (H23.12.31以前に締結分)	25,000円以下		全額			15,000円以下		全額				
		50,000円以下		×0.5+12,500円			40,000円以下		×0.5+7,500円				
		100,000円以下		×0.25+25,000円			70,000円以下		×0.25+17,500円				
		100,000円超		一律 50,000円			70,000円超		一律 35,000円				
		(一般生命保険)及び(個人年金)それぞれ計算し、合計(上限100,000円)					(一般生命保険)及び(個人年金)それぞれ計算し、合計(上限70,000円)						
	新契約分 (H24.1.1以後に締結分)	20,000円以下		全額			12,000円以下		全額				
		40,000円以下		×0.5+10,000円			32,000円以下		×0.5+6,000円				
		80,000円以下		×0.25+20,000円			56,000円以下		×0.25+14,000円				
		80,000円超		一律 40,000円			56,000円超		一律 28,000円				
		(一般生命保険)、(個人年金)及び(介護医療保険料)それぞれ計算し、合計(上限120,000円)					(一般生命保険)、(個人年金)及び(介護医療保険料)それぞれ計算し、合計(上限70,000円)						
	新契約+旧契約	一般生命保険		介護医療保険		個人年金		一般生命保険		介護医療保険		個人年金	
		旧契約分のみ	旧契約+新契約または新契約分のみ	新契約分のみ	旧契約分のみ	旧契約+新契約または新契約分のみ	旧契約分のみ	旧契約+新契約または新契約分のみ	新契約分のみ	旧契約分のみ	旧契約+新契約または新契約分のみ	適用限度	適用限度
		適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度	適用限度
		50,000円	40,000円	40,000円	50,000円	40,000円	35,000円	28,000円	28,000円	35,000円	28,000円	上限120,000円	
	上限120,000円						上限70,000円						
地震保険料控除	地震保険料	50,000円以下		全額			50,000円以下		×0.5				
		50,000円超		一律 50,000円			50,000円超		一律 25,000円				
	旧長期損害保険料※1	10,000円以下		全額			5,000円以下		全額				
		20,000円以下		×0.5+5,000円			15,000円以下		×0.5+2,500円				
	地震+旧長期	20,000円超		一律 15,000円			15,000円超		一律 10,000円				
それぞれの方法で計算した金額の合計額(上限50,000円)					それぞれの方法で計算した金額の合計額(上限25,000円)								
医療費控除(最大200万円)		医療費-補填金-(総所得等×5%または10万円のいずれか少ない方)											
雑損控除		{損失金額-(総所得等10%)}または{(損失金額のうち災害関連支出の金額)-5万円}のいずれか多い方											
配当控除	所得税	※2 課税総所得-1,000万円=A A<0の場合、A=0とする (配当所得-A)×10%+A×5%=配当控除額											
	市民税	※2 課税総所得-1,000万円=A A<0の場合、A=0とする (配当所得-A)×1.6%+A×0.8%=配当控除額											
	県民税	※2 課税総所得-1,000万円=A A<0の場合、A=0とする (配当所得-A)×1.2%+A×0.6%=配当控除額											
株式配当割 株式譲渡割	市民税	(住民税が源泉されている配当・譲渡所得)×3% 複数ある場合、各々計算し、各々端数を切り捨てて合計する。											
	県民税	(住民税が源泉されている配当・譲渡所得)×2% 複数ある場合、各々計算し、各々端数を切り捨てて合計する。											

※1 旧長期損害保険料…従前の長期損害保険のうち、平成18年12月31日までに締結したものの地震保険料と旧長期の控除額が1枚の控除証明書に記載してある場合は、どちらかしか控除として使えません。

※2 課税総所得は分離課税所得を含みます。